

大川市大学生等応援臨時給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大川市内に在住し市外の大学等に通学している者（以下「対象者」という。）に対して、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響下において、対象者が学業と生活を安心して両立できるよう迅速かつ的確に学資への支援を行うことで給付対象者の生活を応援することを目的とする大川市大学生等応援臨時給付金（以下「給付金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定される大学、大学院、短期大学、高等専門学校（4年次以上に限る。）、専修学校
- (2) 大学生等 前号に規定する大学等に通学する者

(対象者)

第3条 給付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和4年10月1日（以下「基準日」という。）時点で市外の大学等へ通学している者
 - (2) 基準日時点で大川市の住民基本台帳に記録されている者
 - (3) その他市長が特に必要と認める者
- 2 前項の規定にかかわらず、平成16年4月2日以降に生まれた者並びに市内の大学等に在籍する者は給付の対象者としなないこととする。

(給付額)

第4条 給付額は、対象者1人につき、10,000円とする。

(申請方法及び交付決定)

第5条 交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は大川市大学生等応援臨時給付金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。）に次の書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 申請者の本人確認ができる公的身分証明書の写し（運転免許証、マイナンバーカード等）

- (2) 基準日時点で申請者が大学等に在籍していることが証明できる書類の写し（学生証、在学証明書等）
- (3) 申請者名義の振込先が分かるものの写し（通帳、キャッシュカード等）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 申請回数は対象者1人につき1回までとする。

3 市長は第1項の申請書兼請求書の提出があったときは、その内容について審査し、不備等ある場合を除き、大川市大学生等応援臨時給付金交付決定通知書（様式第2号）により申請者へ通知するとともに、迅速に交付を行うものとする。

（電子計算機による申請及び請求）

第6条 前条第1項の申請及び請求において、情報通信技術を利用する方法により行う場合は、電気通信回線を通じた電子計算機を用いて入力することで申請書兼請求書を提出したものとみなす。その場合、申請及び請求に必要な入力情報は別に定めるものとし、電子署名等にて確認できない添付書類は画像ファイルとして電気通信回線を通じて提出しなければならない。

（代理申請）

第7条 第5条の申請において、申請者が特別な事情により申請ができない場合は、下記の要件のいずれも満たす場合に限り代理申請ができる。

- (1) 申請者と同住所同世帯である者
- (2) 申請者から2親等以内の親族である者

2 代理申請を行う者は、第5条の申請書に加え、委任状（申請書の委任欄への記載を含む。）及び代理人の本人確認ができる公的身分証明書の写し（運転免許証、マイナンバーカード等）を添付しなければならない。

3 申請者が申請者名義の振込先を持たない場合は、代理申請を行う者が給付金を受給することができる。その場合、代理申請を行う者は前項に規定する添付書類に加えて、代理人名義の振込先が分かるものの写し（通帳、キャッシュカード等）を添付しなければならない。

（申請期間）

第8条 第5条の申請を行うことができる期間は、令和4年1月1日から令和5年3月31日までの期間とする。ただし、特別な事情により市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(市民への周知)

第9条 市長は、本事業の周知に当たり、対象者の要件、申請方法、申請期間等、事業の概要について、市ホームページ及び市報への掲載により市民への周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合の取扱い)

第10条 市長は前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、対象者から第8条の申請期間内に第5条の申請が行われなかった場合は、当該対象者が給付金の受給を辞退したとみなす。

2 市長が、第5条第3項の規定による交付決定を行った後、申請書兼請求書等の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないなど申請者の責に帰すべき事由により給付金の交付ができない場合にあっては、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不正利得の返還)

第11条 市長は、偽りその他の不正な手段により給付金の交付を受けた者がいるときは、その者に対し、その給付した額の全部を返還させるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。